

V 参考

1. アニマル・ホーディング (RSPCA インспекター・ガイダンスノート) …… 48
2. 非偶発的外傷 (人為的外傷) — 動物虐待の疑い …… 53

1. アニマル・ホーディング

(出典：Guidance Note for RSPCA Inspectors)

アニマル・ホーディングとは何か？

アニマル・ホーダーとは以下のような人物と定義される：

- 最低限の栄養、衛生、そして獣医療管理の基準さえ満たすことができぬほどの数の動物を集めてしまった者
- 動物の状態の悪化（疾病、飢餓、さらには死を含む）及び住環境の劣化（過密かつ不衛生な環境）を認識することができない者
- 動物の収集が自分及び家族の健康やウェルビーイングに悪影響を与えていることを認識することができない者

ホーダーの典型的な姿はしばしば「猫おばさん」等と言われる独身の中高年の独居者とされているがその実態はやや異なる。このような行為は特定の人口や社会経済的集団に特化しているものではない。ホーダーは自らの行為を隠す傾向もあるので2重生活を送っている場合もある。教育レベルの低い経済的に困窮した人々のみならず現在までに発見されたホーダーの中には教師、弁護士、そして何と獣医師までが含まれている。

アニマル・ホーダー対策

いかなる種であってもそれを多数飼育している人々はしばしば自分はそれらの動物を保護している、安住の場所を与えていると主張するのである。しかしRSPCAが多くの動物を集めてしまった者に関わるときに直面する最大の問題は飼養管理の欠如である。はじめはこれらの者たちは多くの場合自分が集めてしまった動物たちに暖かい家と食餌、そして人間との触れ合いを提供しているのだと心底信じているのである。しかし初めは動物保護と言う善意の行動であったものがしばしば最後には集めてしまった動物の膨大な数に収集者自身が圧倒されてしまうのである。

米国における研究によると膨大な数の動物を集めてしまう者たちは幾つかに分類することができる。

1. 強迫症

これは何かを集めるという強い衝動である。目的は「集めること」自体なのである。一般に「収集家」と言われる人々とこれらの者たちとの違いは収集がしばしば環境状況や自己管理体制の劣化につながってしまうことである。この障害は男性よりも女性に多い。

2. 中毒症モデル

米国の獣医師であるKaren Kemperはアニマル・ホーダーと薬物中毒者との間に多くの類似点があると指摘している。中毒の対象に対する執着、中毒であることの否定、同類である中毒者以外の社会からの孤立、迫害されているという被害者意識、そして己の生活環境の放置などがその類似点に含まれる。

3. 動物性愛

ホーダーの極一部がこの分類に入るのであろう。これは性的な妄想や性癖の中で動物が主たる役割を果たすと言う性的な精神障害である。ホーダーの中ではこのようなケースは稀ではあるが時には実際、または象徴的な性的依存が疑われる場合もある。動物性愛とは人間側から見た言い方であり、むしろこれは「動物に対する性的虐待」と定義したほうがよいであろう。

4. 権力、支配力を求める

直接的な動物虐待行動や残虐な行為の大半は何者かに対して権力や支配力をふるうことに対する欲求からくるものであると考えられる。そのような行動をとる人間はしばしばより正常な手法を用いて支配力を駆使するために必要な技術や能力を持ち合わせていないのである。

興味深いことにHumane Society of the United States（全米人道協会）が発表した調査の結果にはRSPCAが遭遇してきたホーダー事件における体験を裏付けるものがある。最近RSPCAの介入が必要とさ

れた事件に、ある女性が244頭の小型犬を含む計269頭の動物を集めてしまったと言うものがある。また全国紙に取り上げられた事件では一軒の家から押収された史上最大数の猫が150であった。このような事件はメディアや一般大衆の関心を引き付けるのであるがRSPCAにとってはこれらは別に目新しい事件ではない。社会はまずそのような境遇に置かれた動物たちのことを心配しなければならないのではあるが、ともすれば刑事裁判の被告になる可能性もある飼い主に対する責任も決して無視することはできない。言うまでもなくこのような膨大な数の動物たちを現場から連れ出し、移動をさせ、保管することができる広い場所を見つけること自体大きな問題である。RSPCAを含む多くの動物福祉団体は自らの施設を限界まで活用しなければならぬ。しばしば一時的な措置として現場から連れ出された動物は民間の施設に入れなければならない。早急に治療が必要な個体もいれば、残念なことにさらなる苦痛を取り除くためには安楽死をしなければならない個体もいるのである。RSPCAが負担しなければならないコストは時には月額にして何万ポンドにも膨れ上がったしまうことさえある。

動物の飼い主とは言えば、ほぼ例外なく連れ出された動物たちの福祉を守るための積極的な活動をしている人々に対しては非協力的であり、妨害を試みることさえある。彼等はしばしば自分たちが不当に迫害されていると感じ、さらには自分が善意で行ってきたことに対してそれ以外の解釈をされてしまうことを受け入れられないのである。動物たちに対して自分たちがやっていることが常識的ではないと言う見かたそのものを認識することができないのである。

沢山の動物を一か所に閉じ込めておくこと自体多くの問題の原因となる。動物も飼い主もしばしば極めて不衛生な環境に置かれることになる。多くの場合動物は寄生虫だらけになり、伝染性の疾患も蔓延する、飼い主自身は膨大な数の動物の世話に圧倒されてしまう、どう考えても毎日の世話に必要な時間をとることはできない。その結果として多くの動物たちが給仕給水と言うような基本的なニーズを満たしてもらうことができずまた必要な獣医療も受けることができないのである。

多くの現場に置いては動物に与えられた苦しみは明らかに彼等に提供すべき必要事項—生活、食事、獣医療等々—が不当に差し控えられた結果であるという判断に値する。しかし現実はそのような明確な判断はしにくい場合が多々ある。動物福祉団体であるRSPCAは査察官たちが動物の福祉がどのような状況にあるかを評価する基本として5つの自由を用いている。農業動物の状態を評価するための基本として取り入れられた5つの自由は一般的に知れ渡っているがこの基本概念をコンパニオン・アニマルに移行させることはそれほど複雑なことではない。

このような現場を捜査する査察官は動物たちの肉体的状況のみならず精神面でのウェルビーイングをも考慮しなければならない。感覚ある生物の福祉は肉体と精神双方のウェルビーイングが保たれていれば良好である。単純な言い方をすれば動物は体が健康で心もハッピーでなければならない。

RSPCAの早期の介入や助言の試みはしばしば飼い主から拒否されるのである。前述した被害妄想的意識や飼い主自身の「自分でできる」という幻想がそうさせるのである。残念なことにRSPCAやその他の組織が、動物が苦痛を感じる前に介入をすることを可能とする法律的手段はない。現在の制度においては動物が苦痛を感じる状況に置かれてからの介入をする懲罰的対応しかできないのである。言うまでもなく動物福祉法の改正案にはこのような問題に対応するための条文が含まれている。

まずはじめに動物たちの状況に対処するために必要な作業が行われなければならないが査察を実施している者は次に飼い主に目を向けなければならない。必ずしも起訴できるとは限らないのではあるが、動物の収集癖がある人間に対処することは周囲の者たちにとって極めて困難な作業である。法律の専門家（弁護士）はたいていの場合クライアントのニーズを速やかに確認しそれに対して必要な助言をする。しかし彼等の「常習性」はしばしば認識されぬままになってしまうのである。助言を受けたはずのホーダーは法律家の意見を多くの場合拒否をし、自らの被害妄想や問題否定の意識をさらに募らせるのである。また審議途中で弁護

士が変わることもよくあることである。このような状況下においては起訴をする側が満足のいく結果を求めて活用できる策も限られてくる。例えば、警告文書を発行して活用する場合には被疑者が自らの過ちを認めなければならないのであるが、ホーダーにとってはこれは不可能に等しい。

長期的に動物の福祉を守ろうとするならば飼い主の協力は必須である。しかし多くの場合飼い主は自分が間違っていることは認めずかつ状況を改善しなければならないという意識にも欠けている。彼らが欲するのはできる限り速やかに運び出された動物たちとの再会を果たすことである。

このような態度が示されるために集められてしまった動物たちの苦しみを取り除くため、そして今後集められてしまう動物たちの苦しみを未然に防ぐためにも動物福祉法を施行していかなければならないのである。

これらの問題は RSPCA だけで解決できるものでもない。RSPCA がまずはじめに接触すべきは地元の役所である。地元の役所の協力を RSPCA の査察官が求める場合に必要なのは現場の当局職員に与えられた法的な権限を知ることである。

地方自治体がアニマル・ホーディングに対して活用できる法的権限

保健衛生関連

1936 の Public Health Act (公衆衛生法) セクション 85 によると健康被害が生じるほど、もしくは害虫の発生を促進するほどの汚れた不衛生な状況にある土地・建物は (消毒や内装工事により) 清掃をしなければならない。ビクトリア時代から引き継がれた文言であるが「汚い」とはすなわち汚物、人間もしくは動物の排泄物があることを意味する言い回しである (英文 filth) しかし不衛生は曖昧な言葉である。「害虫が発生する」とは公的費用にて殺虫剤等の散布が必要となるであろうほどの害虫がわいていることである。さらにセクション 84 には補助的措置として現場で発見され

た汚れたもしくは害虫がついた物品 (衣服、家具等々) を洗浄するまたは必要とあらば破棄する義務が明記されている。また害虫だらけの人間に洗浄を要請する、もしくは判事の命令 (s.85) に従ってそれを強制する権限が当局には与えられている。

より頻繁に用いられるのが 1990 の Environmental Protection Act (環境保護法) である。同法は自治体に公衆衛生の侵害もしくは周囲の迷惑となる状況にある建物・土地、または同じ問題を引き起こす「物」の蓄積等を含む様々な問題の解消を要請する権限を与えている。

公衆衛生の侵害に関しては最近の判決をみるとやや解釈の幅が狭いように感じられる。それは疾病の脅威をもたらす可能性が高いということであるが、しかしそれは例えば、害虫の大量発生や深刻な不衛生状態を網羅するだけの幅はあるのであろう。「迷惑」とは慣習法上他者の所有地の使用に物理的な弊害となる事柄 (私的不法妨害) もしくは一般大衆の生活の質等に影響を与えるもの (公的不法妨害) であるがこのような条項のもとをたどればそこには公衆衛生に対する関心がうかがわれる。時にはこのような権限を用いることが義務とされる場合もある。つまり弁護士が「単なる権限」と称するものではなく法定義務・職務として遂行せねばならないものであることを念頭に置いておかなければならない。さらに個人の傷害防止のため、または他者への深刻な迷惑の防止のためには居住場所からその住人を強制退去させることが 1948 年の National Assistance Act のもとで可能となっている。

1949 年の Prevention of Damage by Pests Act (害獣被害防止法) ではネズミ等の侵入を防ぐために土地の所有者にしかるべき措置 (食餌や巣になり得るものを撤去する等) をとることを当局が強制できる。Public Health Act (公衆衛生法) は屋内の清掃にあてはめられることが多く害獣防止の法律はどちらかと言えば庭などの清掃を促すために用いられる。

1936 年の公衆衛生法セクション 287、もしくは 1990 年の環境保護法の schedule3 に基づき当局は令状をもって立ち入り捜査ができる。このようにして立ち入ることによって (住宅の場合には緊急時を除き通

知をする) 当局がなにか行動を起こさなければならない状況が存在するか、法定「迷惑行為」が存在するかを確認でき、結果として適切な対処をすることができる。

公共サービス等に関する権限

1978年のRefuse Disposal Act(ゴミ処理法)によると野晒しにされている廃棄物は通知後に当局が回収しその処理費用を土地の所有者に請求できる。しかしまずは土地所有者が所有権を放棄しなければならない。一方1990年のTown and Country Planning Act(都市計画法)では近隣の快適景観を損ねる土地の所有者にそれを適切な状態に戻すことを強制できる。

これらの法の活用は全て従来の法の強制執行を実施すると言う形をとるものである。まずはじめに当局に対する苦情もしくはその他の情報提供がありそれに次いで提示された期限内に私有地を清掃する、蓄積物を片付けることを要請する命令、制定法に基づいた通知書、が届けられる。これらの通知書に対して不服申し立てをする権利はあるが、命令に従わないこと自体は略式起訴犯罪として扱われる。環境保護法のもとでは他に類を見ない無期限の再発禁止措置があり、これを破ることはそれ自体が新たな違法行為として扱われる。

環境保護法にのみ妥当とされる理由による免責がある。疾病もしくは無能力が妥当な理由として受け入れられる可能性は低く、有罪判決が十分に予測できるがしかし裁判を通して対処しようとすることは適当ではない。法律の視点から考えるとこのようなケースは法務長官による公益性の基準を満たさない場合が多く、投じる資源に見合った結果を生むことも期待できない。このような点を満たすことができない訴訟はあまり奨励されるものではない。より実践的に考えると法の執行と言う手段に出る主たる目的は当局が命令した措置が、コスト回収が後にできるか否かは別にして、実施される状況を確認することである。罰則を相手に与えることは目的ではない。

地主が自治体である場合

地主が自治体である場合には賃貸契約の中に迷惑防止条項が入っていることもある。民間の地主の場合に

は賃貸料が入ることが先決でありこのような制限をつけることに二の足を踏む。しかし多くの「公的家主」たち—自治体の資本を次々と引き継いでいる地方議会や公益法人など—は様々な形の反社会的行動を制御することができる熟考された契約条項を設けている。何かがあった場合最終的には住居を取り上げることが目的とされているものである。近い将来Anti-Social Behaviour Act(反社会的行動規制法)がそれをより容易にするであろう。

それまでの間は自治体はAnti-Social Behaviour Orders(ASBO)(反社会的行動規制命令)を対処方法の一つとして考えることもできる。

証拠とその問題点

RSPCAの査察部が正式な捜査に乗り出さなければならないというレベルにまでアニマル・ホーダーが状況を悪化させてしまった場合、その現場には熟練した査察官をも圧倒するほどの数の動物が蓄積してしまったことが多い。ここではそのような現場に呼び出された査察官の助けとなるような事柄を列挙してみた。

言うまでもなくこのような現場に置いては初期の段階から現場の管理が大切になってくる。まずは現場の出入りを制限するところから始めればよいであろう。現場に最初に派遣された査察官がおそらくケース担当者として訴訟担当の部門に最終的に全ての必要書類を提出する責任者になるであろう。地域内の様々な資源や団体等を活用しなければならないことを考えると主任査察官(chief inspector)が果たさなければならぬ役割は明確である。様々な役所や公共機関との連絡は管理者としての大切な仕事である。また、連携による資源の確保や電話通報の再配分もしなければならない。今まで提言をしてきたようにまずは一つ一つの作業を呼びこまれた各査察官の能力にあてはめていくことが大切である。一つの作業に専任者をつけることは収集される証拠の質と量を確認しひいてはケース担当査察官の大きな助けとなることである。一つの作業を複数の査察官に担当させる場合にはケース担当官がはっきりとそれぞれの仕事の範囲を説明する必要がある。

環境の状況

環境そのものが動物に苦痛を与えている場合もある。最初に現場に到着した時に動物が置かれていた環境の状況を克明に記録しておくことは必須である。動物が日常的にこのような環境に置かれていたことの証拠となる記録は明確に反映しなければならないのである。部屋・檻等の面積を記録することは当たり前であるが、室温、熱源の種類、換気の有無なども記録する必要がある。窓はあいているかしまっているか？もし閉まっているとしたらあまり開けられてはいないと言うことを示唆する証拠はあるか？室内を暖める暖房器具は？その器具は実際に稼働するものであるか？動物たちは自然光に当たることができるか？自然光の欠如は家畜のウェルビーイングに大きな影響を与えるものである。初期の環境を可能な限り記録する手段が入手できるまでは保存しておかなければならない。動画や静止画のような画像記録も大切であるが、動物が置かれていた環境内のアンモニア濃度等を証拠として取っておくべきかを考慮しなければならないこともある。公衆衛生担当の専門官が補助に入っている場合などはこのような証拠の収集を手助けしてくれるであろう。

相当数の動物が発見された現場においては査察官は小チームを組んで作業分担を行うとよいであろう。

例えば：

チーム1 下階の担当

- 査察官 A 捜査官
- B 証拠収集
- C 記録係(ノート取り)
- D 写真撮影

チーム2 上階の担当

- 査察官 E
- F 同上
- G
- H

現場にての証拠収集が開始される前に一人の査察官が全体のビデオ撮影を行うべきである。

その後ビデオ撮影は可能な限り動物たちが連れ出される場面を含めて続行するべきである。動物たちが運出された後の映像は証拠としてはあまり価値がないも

のであろう。写真記録を残す時も全く同じである。全容の写真を残すことは大切であるが同時に個々の動物たちの個体識別用の写真も大切である。すべての個体の写真記録を個別に残しておかなければならない。

このような現場の記録を残す責任を託されたものたちは全ての証拠品を正確に、克明に記録しておかなければならないのである。また正確な情報をくまなく書き留めておくことに勝るものはない。さらに動物の預かり先に対する配慮も必要である。実際の査察を実施した者たち以外の人間が後日、時には元の飼育場所から何キロも離れた保管場所で動物たちを識別できるようにしておかなければならない。首輪にIDを付けたリ、番号を振ったタグを用意したりすることは必要であろう。マイクロチップに関しては所有権が放棄された時のみに用いる。

文書による記録を残すことと証拠識別を任された者たちの補助として同ブックレットには初めて2つの表を添付した。各証拠の記録票(付録1)及び証拠品一覧表の新しい改訂版(付録2)である。

証拠記録票はその作業を担当している査察官が一部記入するのであるが担当獣医師により書き込まれる記録のたたき台になることもあろう。もしそうであれば記録票の最後の署名欄には獣医師が内容を確認した上で署名しなければならない。

動物の各個体の置き場所を正確に記録しておくことは重要である。動物がケージに入れられている場合にはそのケージに関する詳しい情報も記録する。ケージ自体が証拠品になる可能性もある。もしそうであればケージも証拠品一覧表に記載し、その詳しい状態を証拠記録票に書き留めておかなければならない。

文書記録の担当者は動物の各個体が置かれていた場所等を含む現場の見取り図を描いておくべきである。その例が付録3である。査察チームの構成員全員がこのような図を確認、承認し、それに署名するべきである。

法医学的解剖所見

アニマル・ホーダーの事件を扱う場合しばしば現場では動物の遺骸が発見されてしまうのである。ホー

ダーが死んだ動物を無視しそのままにしておくことは良く見受けられる事柄である。彼等はこのような出来事に対処する能力を持っていない。解剖の目的は死因を探ることのみではない。協会が訴訟を起こす場合の刑事裁判で用いる法医学的証拠を提供するという意味もあるのである。動物の遺骸の司法解剖はそれを実施するに十分な資格を有する獣医師にまかされるべきである。このような獣医師は大学の獣医学部や民間の動物実験施設等で見つかるであろう。このような作業は正式な資格を持っている場合を除き民間の開業獣医師にまかされるべきではない。

作業員の健康と安全

アニマル・ホーダーの多くが身を置くような不衛生な環境はそこで作業をしなければならない者たちの健康と安全にも大きなリスクとなる。このようなリスク

は決して過小評価するべきではない。またこれらの現場に置かれている動物たちの多くは人間との接触経験も少ない。扱いが難しい個体も多く、物理的な抑制も必要となってくる。動物たちに不必要なストレスをかけぬように気を配る必要はあるが同時に査察官たちは自身や仲間の安全を考慮することを忘れてはならない。現在の RSPCA の保健・安全対策に含まれている様々な注意事項に従うことが必要である。

報道

この種の事件はしばしばメディアの関心を集める。地域の報道官、本部の報道官、及び NCC に早いうちから担当の主任査察官が連絡を取っておくことによりメディアのアクセスを管理することが可能になる。査察の際に集められた数々の証拠は訴訟担当部門の許可なしに公表することはできない。

2. 非偶発的外傷（人為的外傷）・動物虐待

（カリフォルニア大学デイビス校 田中垂紀著論文から）

非偶発的外傷の特徴的臨床所見

- ・タバコ、熱湯、薬品による火傷
- ・打撲傷（殴打の痕）
- ・舌小帯断裂
- ・下顎骨骨折
- ・原因不明の骨折（複数）
- ・硬膜下出血
- ・網膜出血
- ・刃物、針金などによる切傷
- ・幼児虐待とほぼ同じ

診断基準

- ・説明の付かない原因不明の外傷
- ・臨床所見と稟告が合わない

— 触診／聴診：

打撲傷、骨折、腫脹、血腫、腹水、胸水

— X線写真：

複数の骨折、肋骨骨折、骨折の自然治癒形跡（複数）

— 血液検査（CBC、生化学）：

出血傾向、炎症反応、腎機能、肝機能、中毒反応

— 尿検査：

血尿、タンパク尿、中毒反応

== 最大の診断基準は不自然な稟告 ==

虐待の危険因子

動物の危険因子

- * 手がかかる（仔犬、仔猫）
- * 家の中で不適切排泄
- * 下痢／嘔吐あるいは経済的負担のかかる慢性疾患がある
- * 言う事を聞かない、破壊的な行動
- * 攻撃的
- * うるさい

幼児虐待の危険因子と同じ

獣医師が現場で動物虐待を疑うべき危険信号(飼い主の虐待行為が疑われる場合)

- 状況説明と一致しない不自然な外傷
- 怪我をしているのに動物に無関心
- 重篤な痛みを伴う危機的状態でも治療に積極的ではない
- 外部寄生虫の重篤感染
- 被毛の状態が劣悪
- 基礎疾患がないのに衰弱(栄養不良など)
- 未治療の慢性疾患
- 複数の動物病院に通院(虐待がばれないように病院を転々とする)
- 薬物乱用の疑い(飼い主が)
- 生活環境が不衛生
- 患者が幼齢(仔犬/子猫で原因不明の外傷)
- 未去勢雄
- 飼い主-濃い化粧、タートルネック(飼い主も虐待を受けている可能性も)
- 患者を連れてきた子供が大人(親/保護者)に対して怯えている様子(子供も虐待されている可能性も)

- 基本的な予防処置(ワクチン接種など)をしないことによる感染性疾患や外傷が多い
- 遠方から来院、時間外、複数の動物病院にかかって飼育頭数をごまかす
- 新しく飼い始めた動物には過剰なケア、以前からいる動物に対しては比較的無関心
- 臭いをごまかすために香水やシャンプー(動物にも自分にも)
- 他の動物の分の薬を処方してもらいたがる
- 何頭飼っているか言いたがらない
- 「拾ったばかり」と言って明らかに長期監禁状態だったような動物を連れて来る
- 「もっと動物を助けないといけない」、と待合室で他の人にも息巻いてしゃべる

臨床現場で動物虐待を察知するには

- ▶ 稟告と一致しない検査結果(X線写真、検査結果は嘘つかない)
- ▶ 看護師の聞いた話と獣医師が聞いた話の一貫性
- ▶ 子供からも話を聞く(子供は大人よりも正直)
- ▶ 家族関係を観察(怖がっている様子)
- ▶ あやふやな言い訳、責任転嫁

アニマルホルダー

- 最低限の栄養、衛生環境あるいは医療を提供できないほど動物を溜め込む
- 動物や家庭環境が劣悪なことを認識できない
- 動物を集めていることが、自分を含め家族の健康や幸せを害することも認識できない
- **非偶発的虐待とは性質が違う**
- 危害を加えている意識は全くなく、むしろ動物を助けているという自負
- しかし、動物には明らかに苦痛を伴い、虐待行為
- 精神衛生上の問題との関連性(強迫性観念)

獣医師が現場でアニマルホルダーを疑うべき危険信号

- 複数の動物を連れて来る(異常な多頭飼い)
- 数回通っただけですぐに転院する(多頭飼いがばれないように)

リサイクル適正表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作成しています。